

# 資料編

## 1. 幸田町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する本町の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、幸田町都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランの策定について必要な事項を調査し、又は審議する。

### (組織)

第3条 委員会は、都市計画に関する幅広い分野において、人格、見識等に優れ、公正中立の立場を堅持することができる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 都市計画に関する学識経験者

(2) 各種団体の構成員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか町長が必要と認めるもの

3 委員の任期は、委嘱をされた日から平成22年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

### (部会)

第6条 委員会に、調査及び研究を行うための策定検討部会を置く。

2 策定検討部会に部会長を置き、副町長をもって充てる。

3 部会長は、策定検討部会の事務を掌理し、策定検討部会の経過及び結果を委員長に報告する。

4 策定検討部会に、調査及び検討させるために作業部会を置くことができる。

5 その他特別な事項についての調査及び研究を行うための専門部会を置くことができる。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、建設部都市計画課に置く。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

2 この要綱は、都市計画マスタープランを公表した日の翌日に、その効力を失う。

## 2. 策定委員会名簿（平成 20～21 年度）

役職	氏名	所属	備考
委員長	小川 英明	愛知産業大学教授	
委員	山口 文雄	幸田土地改良区理事長	
委員	柴田 伸治 (宇納 保夫)	愛知県都市計画課長	
委員	大利 道夫 (大河内 益夫)	愛知県西三河建設事務所企画調整監	
委員	中根 紀明	幸田町商工会 会長	
委員	高橋 厚	JA あいち三河代表理事組合長	
委員	稻吉 光治	幸田町農業委員会会长	
委員	山岡 正美	幸田町企業集団連絡協議会会长	
委員	天野 和彦	幸田町民生児童委員連絡協議会会长	
委員	能勢 博史 (黒柳 保夫)	区長会会长	
委員	内田 早苗	こうた女性の会 (こうた女性の会会长)	
委員	沢田 弘子	幸田町ボランティア連絡協議会会长	
委員	中根 明	幸田町老人クラブ連合会長	
委員	志賀 正明	幸田町環境審議会委員、防犯ボランティア	
委員	稻吉 克哉 (兵藤 祐一)	幸田町建築行政会会长	

※2段書きの上段は平成 21 年度、下段の（ ）は平成 20 年度。

○事務局：幸田町 建設部 都市計画課

### 3. 策定経過

#### (1) 平成 20 年度

実施日	実施内容
平成 20 年 7月 23 日（水）	○第1回 作業部会 ・都市計画マスタープランについて ・住民意識調査について
9月 30 日（火）	○第2回 作業部会 ・第1回 作業部会後の修正内容の確認 ・第2章 町民意向の整理について ・第4章 課題の整理について ・第5章 都市づくりの目標について ・第7章 地域別構想（各地域の現況）について
10月 17 日（金）	◎第1回 策定検討部会 ・都市計画マスタープランについて ・町の現況及び都市づくりの課題・目標について
11月 11 日（火）	●第1回 策定委員会 ・都市計画マスタープランについて ・スケジュールについて ・町の現況及び課題について ・都市づくりの目標について
11月 18 日（火）～20 日（水）	★第1回 地域別まちづくり会議（ワークショップ） ・都市計画マスタープランについて ・幸田町の現状について ・みんなでまちの良い点と改善する点を考えよう！
平成 21 年 1月 20 日（火）	○第3回 作業部会 ・修正内容の確認 ・第5章 都市づくりの目標について ・第6章 都市づくりの方針について ・第7章 地域別構想（各地域の課題）について
1月 27 日（火）～29 日（木）	★第2回 地域別まちづくり会議（ワークショップ） ・都市マスの状況報告と前回の確認 ・みんなでまちの将来像を考えよう！
2月 5 日（木）	◎第2回 策定検討部会 ・修正内容の確認 ・第5章 都市づくりの目標について ・第6章 都市づくりの方針について ・第7章 地域別構想（各地域の課題）について
2月 24 日（火）	●第2回 策定委員会 ・都市交通マスタープランについて ・スケジュール等について ・修正内容の確認 ・第5章 都市づくりの目標について ・第6章 都市づくりの方針について ・第7章 地域別構想（各地域の課題）について
3月 3 日（火）～5 日（木）	★第3回 地域別まちづくり会議（ワークショップ） ・都市マスのスケジュールと前回の確認 ・まちづくりの実行に向けて考えよう！

○：作業部会、◎：策定検討部会、●：策定委員会、★：地域別まちづくり会議（ワークショップ）

## (2) 平成 21 年度

実施日	実施内容
平成 21 年 5月 20 日 (水)	○第4回 作業部会 ・スケジュールについて ・都市交通マスタープランについて ・第7章 地域別構想（地域別まちづくり方針）について
5月 25 日 (月)	○第3回 策定検討部会 ・スケジュールについて ・都市交通マスタープランについて ・第7章 地域別構想（地域別まちづくり方針）について
7月 14 日 (火)	○第5回 作業部会 ・スケジュールについて ・緑の基本計画について ・第8章 推進方策の検討について
7月 27 日 (月)	(資料郵送による策定委員会への中間報告) ・スケジュールの確認 ・第2回策定委員会後の主な変更について
8月 5 日 (水)	○第4回 策定検討部会 ・スケジュールについて ・緑の基本計画について ・第8章 推進方策の検討について
8月 31 日 (月)	●第3回 策定委員会 ・スケジュールについて ・緑の基本計画について ・第7章 地域別構想（各地域の構想）について ・第8章 推進方策について
9月 15 日 (火) ~ 10月 14 日 (水)	◇パブリックコメントの実施
11月 2 日 (月)	○第6回 作業部会 ・スケジュールについて ・都市交通マスタープラン及び緑の基本計画について ・パブリックコメントへの対応について ・パンフレットについて
11月 24 日 (火)	○第5回 策定検討部会 ・スケジュールについて ・都市交通マスタープラン及び緑の基本計画について ・パブリックコメントへの対応について ・パンフレットについて
12月 18 日 (金)	●第4回 策定委員会 ・スケジュールについて ・都市交通マスタープラン及び緑の基本計画について ・パブリックコメントへの対応について ・パンフレットについて
平成 22 年 1月 19 日 (火)	◆都市計画審議会
3月~4月	・公表 ・パンフレット各戸配布

○：作業部会、◎：策定検討部会、●：策定委員会、◇：パブリックコメント、◆：都市計画審議会

#### 4. 町民参加の取り組み

《計画策定時（平成 20～21 年度）》

##### ■地域別まちづくり会議（ワークショップ）の実施

###### （1）概要

地域別まちづくり会議は、住民主体で自分たちの地域のまちづくりを検討する場として設定しました。

地域区分は6つの小学校区とし、各行政区から2名程度参加いただき、1地域あたり4～12名（総勢46名）の参加メンバーで構成しました。

検討は、隣接する2つの地域を1つのグループ（計3グループ）とし、各地域の検討結果を発表しあうことにより、隣の地域のまちづくりについても確認し、意見交換を行いました。



■地域別まちづくり会議の検討体制

###### （2）内容とスケジュール

地域別まちづくり会議は次のような内容で3回行いました。

###### 第1回 まちの良い点、改善点を考えよう！

- ・地域の良い点、改善点について参加メンバーで話し合います。
- ・最後に、地域ごとの代表者に出された意見を発表していただき、理解を深めます。

###### 第2回 まちの将来像を考えよう！

- ・第1回に出された意見をおさらいし、地域ごとにまちの“将来像”を考えていきます。
- ・そして、検討の結果を発表し、グループごとにみんなで意見交換を行います。

###### 第3回 まちづくりの実行に向けて考えよう！

- ・第2回目の内容を確認した後、グループごとにまちづくりの“実行”に向けて話し合います。
- ・これまでに理解してきた課題について、優先順位や住民と行政の役割分担について話し合います。

■地域別まちづくり会議の内容とスケジュール

各回の結果は、ニュースレターにより幅広く町民に周知を行いました。

## (3) 地域別まちづくり会議の様子

## ①第1回ワークショップ（良い点、改善点の抽出）



## ②第2回ワークショップ（まちの将来像の検討）



## ③第3回ワークショップ（まちづくりの実行に向けた検討）



## ■第16回幸田町住民意識調査の活用

本計画策定にあたっては、平成21年2月に実施されました「第16回幸田町住民意識調査」の集計結果をもとに、都市計画マスタープランの策定に関連する意見内容・回答について整理しました。

### ① 調査の目的

本調査は、幸田町民の実態及び意識などを明らかにするとともに、今後の行政施策の資料を得ることを目的として実施されたものです。

今回の調査は、町民の方の意見や意識を統計的に知り、「夢のある 心のかよう活力あるまち」を目指した町づくりへの基本資料を得るために実施されました。

### ② 調査対象・調査方法

調査対象者は、平成21年2月1日現在の住民台帳による住民（18歳以上）の中から、1,500名を対象としています。

調査方法は、郵送による配布・回収です。

### ③ 調査実施期間

調査実施期間は、平成21年2月6日から平成21年3月18日までです。

### ④ 回収状況

全体で1,500票配布し、回収数は735票であり、有効回収率は49.0%となっています。

## ■総合計画学区懇談会の整理

総合計画の学区懇談会が平成20年5月22～31日において開催されました。この中で都市計画マスタープランの策定に関連する意見内容・回答について整理しました。

## ■パブリックコメントの実施

平成21年9月15日から10月14日にかけてパブリックコメント（計画案の公表と町民からの意見募集）を実施しました。意見の提出者数は2名で、合計3件の意見が提出されました。提出いただいた意見については、「町の考え方」と「修正した事項」を町のホームページで公開するとともに、広報による周知を行いました。

## 《一部改定時（令和元年度）》

### ■第21回幸田町住民意識調査の活用

一部改定にあたっては、平成30年（2018年）2月に実施されました「第21回幸田町住民意識調査」の集計結果をもとに、都市計画マスタープランに関連する意見内容・回答について整理しました。

#### ① 調査の目的

本調査は、幸田町の町政に対する町民の意識と評価を把握し、町政運営の基礎資料とする目的として実施されたものです。

#### ② 調査対象・調査方法

調査対象者は、20歳以上の町民2,000名（平成30年（2018年）4月1日時点での総人口41,296人うち20歳以上32,153人）を対象としています。

調査方法は、郵送による配布・回収です。

#### ③ 調査実施期間

調査実施期間は、平成30年（2018年）7月9日から同年8月1日までです。

#### ④ 回収状況

全体で2,000票配布し、回収数は1,222票であり、有効回収率は61.1%となっています。

### ■都市計画マスタープラン一部改定に関する住民説明会

平成22年（2010年）3月に策定した現行都市計画マスタープランにおいて、進捗が芳しくない拡大工業地区の整備実現に向け、令和元年（2019年）12月に、6地域（学区）で意見交換会を行いました。

### ■パブリックコメントの実施

令和2年2月3日から3月2日にかけてパブリックコメント（一部改定案の公表と町民からの意見募集）を実施しました。意見はありませんでした。

## □用語集

### あ 行

#### アクセス

目的地へ連絡するための交通の便や手段のことです。

#### アメニティ

心地よさ、快適さ、快適性、楽に暮らすために必要なものが整い、整備されていることです。

#### インフラ

インフラストラクチャーの略で、一般的には上下水道や道路などの社会基盤のことをいいます。

#### 沿道サービス

幹線道路沿道という立地条件をいかした商業・業務など、多様な市民サービス機能全般のことです。

### か 行

#### 狭あい道路

幅員が狭い道路のことで、一般的には幅員4m未満の道路をいいます。

#### 共同墓地

町や民間事業者などが整備・管理する共同で利用できる墓地です。

#### 緊急輸送道路

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路です。

### グリーンベルト

通学路等を中心に、歩道が整備されていない路側帯を緑色にカラー化することにより、歩行者に対する注意をドライバーに促すもの。

### 建築協定

建築基準法に基づき、一定の区域内の土地所有者等の全員合意により、その区域内における建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠または建築設備に関する基準について協定を締結するものです。

### 交通結節機能

鉄道駅などにおいて円滑な乗継ぎや乗換えが確保されていることです。

### コーホート法

コーホート（同時期に出生した集団）ごとに、出生、死亡、社会移動の影響を考慮して将来人口を推計する方法です。

### コミュニティ

共通の目標や関心事に基づく、相互に信頼感のある住民の組織、またはこれにより成り立つ地域社会のことです。

### コンパクトな市街地形成

都心部を有効に活用することにより、都市全体をまとまりのある市街地として形成することです。

### さ 行

#### 里山（さとやま）

里山とは、集落、人里に接した山、あるいはこうした地形において人間の影響を受けた生態系が存在している状態を指す言葉です。

### 市街化区域

都市計画法に基づき指定されたすでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域です。

### 市街化調整区域

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域です。

### 親水、親水空間

水辺に近づける、水にふれられるなど、水への親しみや、それらが感じられる空間のことです。

### 製造品出荷額等

1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出た廃物の出荷額の合計です。

### 総合計画

長期的な将来展望に基づき、町政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画で、行政の各分野における計画や事業展開の指針になるとともに、町民と行政の共通の将来目標となるものです。

## た 行

### 多自然川づくり

多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことです。

### 地域安全ステーション

交通安全対策と防犯対策等の強化を図るべく啓発の拠点として整備された

ものであり、住民（ボランティア）・行政・警察が三位一体となった活動により地域の安全で安心なまちづくりを推進します。

### 地域高規格道路

地域の自立的発展や地域間の連携を支える道路として整備することが望ましい路線で、自動車専用道路もしくはこれと同等の規格を有し、概ね 60km/h 以上の走行サービスを提供できる道路です。自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を形成する自動車専用道路です。

### 地区計画

地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と町とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法です。

### 地方分権

特に政治や行政において、国家権力を地方自治体に移して分散させる体制を指します。

(都)

都市計画道路の略です。

### 都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲です。

### 都市計画道路

健全な市街地の形成と活力ある都市形成に寄与するため、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路をいい、その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特

殊街路の4種類に分けられます。

### 都市施設

都市計画法に規定された施設を言い、道路・鉄道などの交通施設や、公園等の公共空地、電気・ガス・上下水道などの供給処理施設、教育文化施設などを指します。

### 土地区画整理事業

土地区画整理事業に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や新設又は変更に関する事業です。

## な 行

### ニーズ

必要性のことで、必要なものやサービスが欠けている状態をいいます。

### 二酸化炭素の削減

1997年の地球温暖化防止についての京都議定書の採択、1998年の国「地球温暖化防止対策の推進に関する法律」の制定を踏まえ、二酸化炭素の削減による地球温暖化防止の取り組みが必要となっています。

### ニュースレター

計画の策定状況などを知つてもらうために発行する情報誌です。

## は 行

### パブリックコメント

パブリックコメントとは、意見公募手続きのことで、計画等の策定にあたり、広く公(=パブリック)に、意見・情報・改

善案など(=コメント)を求める手続をいいます。

### バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていくまでの障壁を取り除くことです。もともとは、段差解消などハード面の色彩が強いですが、広義には障害のある人の社会参加を困難にする障害の除去(ソフト面の社会的、制度的、心理的な障害)を含みます。

### パーク & ライド

鉄道駅周辺に駐車し鉄道を利用して通勤・通学・買物その他に利用する交通手段のことです。

### ヒートアイランド現象

都市部の気温がその周辺の非都市部に比べて異常な高温を示す現象です。

### フィーダーバス

鉄道や基幹バス路線などに接続して、支線的な役割を果たすバス(路線)のこと。支線バス。

### フレーム

物事の枠、枠組みをいいます。

### 防火地域・準防火地域

建築物が密集する市街地で火災が発生すると、多くの人命や財産が失われてしまします。

そのような被害を最小限に食い止めるため、市街地の不燃化を図るため、都市計画において「防火地域」「準防火地域」が定められ、耐火建築物としなければならない建物、耐火建築物または準耐火建築物としなければならない建築物などが定められています。

### 歩行者ネットワーク

安全で快適な歩行空間を有する道路網のことです。

## ま 行

### 道の駅

国土交通省により登録された、休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設です。

### 緑のネットワーク

縁道・幹線道路の街路樹等、河川、森林などが相互に結びつけられ、水や緑を感じ、ふれあえる空間をいいます。

## や 行

### 遊水地

洪水時の河川の流水を一時的に氾濫させる土地のことです。

### ユニバーサルデザイン

バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことを目指していたのに対し、ユニバーサルデザインはバリアフリーをさらに進めて、障害のある人を特別に対象とするのではなく、改善または特殊化された設計なしで、最初からすべて的人に使いやすいように配慮されたデザインをいいます。

### 用途地域

都市機能の維持・増進、居住環境の保護などを目的とした土地の合理的な利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率などについて制限を行う制度です。

## ら 行

### ライフスタイル

生活の様式で、その人間の人生観、価値観を反映した生き方のことです。

### ライフライン

電気、水道、ガス、電話など日常生活に不可欠な線や管で結ばれたシステムの総称です。

### ランドマーク

都市の目印として、方向を見定める場合の道案内としての役割を果たします。

## わ 行

### ワークショップ

一方通行的な知や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあつたり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルとして定義されています。

住民参加型まちづくりにおける合意形成の手法の一つとして用いられています。